【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成30年8月10日

【四半期会計期間】 第21期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社Eストアー

【英訳名】 Estore Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石村 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目10番2号

【電話番号】 (03)3595 - 1106

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長 森 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目10番2号

【電話番号】 (03)3595 - 1106

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長 森 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期 第1四半期累計期間	第21期 第 1 四半期累計期間	第20期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(千円)	1,218,216	1,206,544	5,044,483
経常利益	(千円)	106,214	143,544	582,215
四半期(当期)純利益	(千円)	71,967	97,851	411,528
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	24,045	26,612
資本金	(千円)	523,328	523,328	523,328
発行済株式総数	(株)	10,327,200	10,327,200	10,327,200
純資産額	(千円)	1,125,537	1,418,750	1,462,504
総資産額	(千円)	3,404,563	3,873,591	3,979,665
1株当たり四半期(当期)純利益金 額	(円)	13.94	18.96	79.73
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	1	28.00
自己資本比率	(%)	33.1	36.6	36.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については 記載していません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.持分法を適用した場合の投資利益については、第20期第1四半期累計期間においては、損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しています。
 - 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における売上高は1,206,544千円(対前年同期間比1.0%減)、営業利益は144,491千円(同33.5%増)、経常利益は143,544千円(同35.1%増)、当期純利益は97,851千円(同36.0%増)となりました。

売上高については、前年同期間比で横ばいですが、これは既報の戦略である契約数量の増加を無為に追うのではなく、契約品質(契約単価金額)の顧客獲得シフトに注力している中で、カバーしている状態にあります。増益の要因は、人件費の減少と年間を通しての予算投下に対して、まだ大きな投資を伴わない時期でもあること、また進捗推移を見ながらの投資であることから増益となっております。今後も投資効果を最大化するため、戦略的かつ流動的にプロモーションを継続してまいります。

以下、サービス別の業績を説明いたします。

マーケティングサービス:

調査分析・コンサルティングに加え、ページ制作や宣伝広告のアウトソーシングを受託するマーケティングサービスは、受注受託額が増加したことにより売上高は 267,022千円(同 12.0%増)と続伸しましたが、企業が抱える人手不足やEC強化の課題解決に応えるため、さらに人材育成を強化し受注増を目指します。

販売システム:

販売システム(名称ショップサーブ)は、既報のとおり市場飽和状態の過当競争下で価格競争に陥って居る事から、引き続き、店舗数より単価を重視した戦略として来ました。そのため累計顧客店舗数は減少していますが、1顧客店舗当たりの流通額は8%増加し、計画どおりに推移しております。結果、ストック売上高(月間固定料金)は442,267千円(同7.1%減)、フロウ売上高(商規模連動料金)は486,247千円(同7.1%減)となりました。

販促システム:

販促システム(名称バックストア群)は、今期より販売を強化してまいりました。結果、販促システムの売上高は 2,217千円と、売上、利益への貢献はまだ先となる計画です。また、このサービスは、ヒト依存が低く、契約顧客数が一定数を超えてくることで利益率が上がる構造となっているため、プロモーションやシステム開発などの投資を継続して行い、利用件数を増やしていきます。

メディア、その他:

メディア(名称パーク)については、既報のとおり注力外として来ています。これを含めたその他売上高は8,790千円となっています。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,308,800
計	41,308,800

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,327,200	10,327,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は、100株です。
計	10,327,200	10,327,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年4月1日~ 平成30年6月30日	-	10,327,200	-	523,328	-	-

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,165,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,160,600	51,606	-
単元未満株式	普通株式 700	1	-
発行済株式総数	10,327,200	-	-
総株主の議決権	-	51,606	-

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 E ストアー	東京都港区西新橋 1 - 10 - 2	5,165,900	-	5,165,900	50.02
計	-	5,165,900	-	5,165,900	50.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けています。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,778,510	2,637,828
売掛金	604,575	569,350
貯蔵品	7,345	7,507
仮想通貨	12,257	11,547
その他	110,472	144,218
貸倒引当金	2,518	16,030
流動資産合計	3,510,643	3,354,422
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	73,202	68,933
その他 (純額)	33,499	36,571
有形固定資産合計	106,702	105,504
無形固定資産 無形固定資産	74,336	59,926
投資その他の資産		
投資有価証券	69,095	73,291
敷金	130,210	110,149
その他	88,678	170,297
投資その他の資産合計	287,983	353,738
	469,022	519,169
	3,979,665	3,873,591
_ 負債の部		
流動負債		
買掛金	226,608	205,378
未払金	74,942	50,382
未払法人税等	107,546	32,666
預り金	1,853,934	1,962,068
賞与引当金	72,436	36,218
その他	155,132	141,790
	2,490,601	2,428,505
資産除去債務	25,886	25,951
リース債務	672	384
	26,559	26,335
	2,517,161	2,454,840

(単位:千円)

		(112 - 113)
	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	523,328	523,328
資本剰余金	539,461	539,461
利益剰余金	3,209,127	3,162,462
自己株式	2,810,314	2,810,314
株主資本合計	1,461,603	1,414,937
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	901	3,812
評価・換算差額等合計	901	3,812
純資産合計	1,462,504	1,418,750
負債純資産合計	3,979,665	3,873,591

(2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

		(1 .— 1 113)
	前第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
	1,218,216	1,206,544
売上原価	866,457	841,509
売上総利益	351,758	365,035
販売費及び一般管理費	243,520	220,544
営業利益	108,237	144,491
営業外収益		
受取利息	55	22
投資有価証券売却益	1,434	-
雑収入	130	11
営業外収益合計	1,620	33
営業外費用		
投資有価証券売却損	3,627	-
為替差損	3	153
仮想通貨評価損	-	819
雑損失	12	6
営業外費用合計	3,643	979
経常利益	106,214	143,544
税引前四半期純利益	106,214	143,544
法人税、住民税及び事業税	15,793	27,936
法人税等調整額	18,453	17,756
法人税等合計	34,247	45,693
四半期純利益	71,967	97,851

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月17日 取締役会決議	普通株式	123,871	24	平成29年3月31日	平成29年 6 月26日	繰越利益 剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	 効力発生日 	配当の原資
平成30年5月23日 取締役会決議	普通株式	144,516	28	平成30年3月31日	平成30年6月29日	繰越利益 剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成30年 6 月30日)
関連会社に対する投資の金額	3,451千円	3,451千円
持分法を適用した場合の投資の金額	30,064 "	54,110 "
	前第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額		24,045千円

(注)前第1四半期累計期間は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいと判断し、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりです。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	13円94銭	18円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	71,967	97,851
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	71,967	97,851
普通株式の期中平均株式数(株)	5,161,298	5,161,298

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年8月9日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の消却の目的

平成30年6月30日現在当社が保有する自己株式の全てを消却することにより、将来の希薄化懸念を払拭することを目的としています。

2. 自己株式の消却要領

消却の方法
その他資本剰余金及びその他利益剰余金から減額

消却する株式の種類 当社普通株式

消却する株式の総数 5,165,902株(消却前の発行済株式総数に対する割合 50,02%)

消却日 平成30年8月31日消却後の発行済株式総数 5,161,298株消却後の自己株式総数 0株

2【その他】

(剰余金の配当)

平成30年5月23日開催の取締役会において、平成30年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議しました。

(1)配当金の総額144,516千円(2)1株当たりの金額28円00銭

(3)支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成30年6月29日

EDINET提出書類 株式会社 E ストアー(E05218) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

株式会社 E ス ト ア ー 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 原 伸太朗 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Eストアーの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Eストアーの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。